

平成26年4月1日付け25農振第2313号
最終改正 平成29年3月31日付け28農振2113号

各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
国土交通省北海道開発局長 殿
北海道知事 殿

農林水産省^{注1}農村振興局長

農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について

補助事業等（農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金等、その他の第2の1及び2に掲げる事業）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、補助事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、管内の都府県知事^{注2}に対しては、貴職より通知願いたい。^{注3}

記

第1 調整の方法

土地改良区等は、第3により算定する納付額を協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2114号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。以下同じ。）に設ける会計に納付し、協議会は、当該納付金を第6に定める使途に活用するものとする。

第2 対象地区

この通知による調整を行う地区は、次に掲げる地区とする。

- 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理委託協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う地区
 - 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）

- (2) 国営農業用水再編対策事業実施要綱（平成4年7月7日付け4構改D第343号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱（平成9年11月25日付け9構改D第221号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第217号農林水産事務次官依命通知）
- (5) 国営流域水質保全機能増進事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第263号農林水産事務次官依命通知）
- (6) 国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官通知）
- (7) 国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官通知）
- (8) 国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）
- (9) 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）
- (10) 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19構改D第2056号農林水産事務次官依命通知）
- (11) 国営耐震対策一体型かんがい排水事業実施要綱（平成26年3月28日付け25農振第2099号農林水産事務次官依命通知）
- (12) 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2024号農林水産事務次官依命通知）
- (13) 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知）

2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区

- (1) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知）別紙1－1（農地整備事業に係る運用）第10及び別紙3－1（水利施設整備事業に係る運用）第9
- (2) 農業基盤整備促進事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2090号）第8
- (3) 農業水利施設保全合理化作業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第1932号農林水産省農村振興局長通知）第9
- (4) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）第12

- (5) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙2（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙4-1（水利施設整備事業に係る運用）第9、別紙5（農業水利施設保全合理化事業に係る運用）第11、別紙7-1（農地防災事業に係る運用）第6、別紙9（地域用水環境整備事業に係る運用）第5、別紙10（水質保全対策事業に係る運用）第5、別紙12（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）第11、別紙13-1（農地環境整備事業に係る運用）第9
- (6) 農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け28農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）附則の2の規定により廃止される前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知）第4の2の(25)及び(26)
- (7) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命）別紙1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙3（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙5（水利施設整備事業に係る運用）第9、別紙7（農業水利施設保全合理化事業に係る運用）第11、別紙9（農地防災事業に係る運用）第6、別紙12（地域用水環境整備事業に係る運用）第5、別紙13（水質保全対策事業に係る運用）第5、別紙16（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）第11、別紙18（農地環境整備事業に係る運用）第9
- (8) 水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産省農村振興局長通知）第8
- (9) 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第7
- (10) 高収益作物導入促進基盤整備事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2159号農林水産省農村振興局長通知）第8

第3 納付額の算定

1. 毎年度の納付額は、次の算式により算定するものとする。

(算式)

毎年度の納付額＝当該年度の売電実績量×納付単価

納付単価＝(最大出力×FIT建設費単価^{※1}×補助率(国費率))

÷(最大出力×24h×365日×設備利用率^{※2}×調達期間)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎

となっている建設費単価

※2：設備利用率の標準値

2. 納付額の累計が固定価格買取制度による調達価格算定の基礎とされている施設建設費の補助相当分に達した時点で納付は終了するものとする。

第4 納付先

納付先は、協議会に他の会計と独立して設ける会計とする。

第5 納付期間及び納付時期

納付期間は、固定価格買取制度による売電の調達期間とし、納付時期は、売電年度の翌年度の6月末までとする。

第6 納付金の使途

納付金は、小水力等発電施設の導入推進、設置された発電施設の維持管理の効率化及び長寿命化、土地改良施設の省エネルギー化等、地域における再生可能エネルギーの有効利用に資する活動に要する経費に支出するものとする。

第7 報告

協議会は、各土地改良区等からの協議会への納付金の納付状況、協議会における納付金の活用状況等について、納付金の納付が開始された翌年度から毎年6月末までに、別記様式1により、それぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に証拠書類又はその写しを添えて報告するものとする。

第8 地方農政局長等が行う指導

第7の報告に関し、地方農政局長等は、必要に応じて協議会に対し、詳細な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第9 証拠書類の保管

協議会は、収入・支出の証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに、納付金の支出が全て完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管するものとする。

第10 納付金残額の国庫への納付

協議会は、その解散時に納付金の残額を有する場合には、国庫に納付するものとする。

※施行注意

注1 各地方農政局長宛てを除く。

注2 関東農政局長宛ては都県知事、近畿農政局長宛は府県知事、内閣府沖縄総合事務局長宛ては沖縄県知事、その他の農政局長宛は県知事とする。

注3 国土交通省北海道開発局長および北海道知事宛てを除く。

(別記様式1号)

番 号
年 月 日

各地方農政局長 殿

〔農林水産省農村振興局長
(国土交通省北海道開発局長経由) (※1)
内閣府沖縄総合事務局長 (※2)〕

住 所

協議会名

代表者名

印

平成〇年度納付金の収支について (報告)

農業農村整備事業等により設置された小水力等発電施設に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について (平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知) 第7の規定に基づき、別添のとおり、納付金の収支を報告する。

(要領)

実績報告として、以下の資料を添付すること。

1. 各土地改良区等ごとの納付金の算定根拠 (別紙1) を参照
2. 各土地改良区等から納付された納付金の受領に関する文書の写し
3. 支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

〔※1 : 北海道において設置された協議会が実績報告を行う場合
※2 : 沖縄県において設置された協議会が実績報告を行う場合〕

平成〇年度納付金収支報告書

〇〇〇協議会

1 収入の部

土地改良区等名	発電施設名	納付開始年度	本年度納付額	前年度納付額	本年度を含む納付累計額	備考
			円	円	円	
〇〇土地改良区						
〇〇土地改良区						
計						

2 支出の部

区分	月 日	実施概要				備考
			活動費	納付金	その他	
(注1)			円	円	円	
①						
②						
合計						

(注) 以下の区分により記載すること。

「①」小水力等発電施設の導入推進に資する活動に要する経費

「②」設置された発電施設の維持管理の効率化及び長寿命化に資する活動に要する経費

「③」土地改良施設の省エネルギー化に資する活動に要する経費

「④」①から③以外の地域における再生可能エネルギーの有効利用に資する活動に要する経費

(別紙1)

平成〇年度 納付金算定書

平成〇年〇月〇日

1. 発電主体

発電主体	〇〇土地改良区
土地改良区等事務所所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号

2. 発電施設諸元

発電施設名	〇〇発電所
発電施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
発電施設整備事業名	〇〇営〇〇事業
発電施設整備主体	〇〇県

3. 固定価格制度に関する事項

発電種別	(注) 小水力発電、太陽光、風力発電の別を記入
発電施設の最大出力	〇kW
固定価格買取期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

4. 納付単価算出

$$\begin{aligned} \text{納付単価}^{*1} &= (\text{最大出力}^{*2} \times \text{FIT建設費単価}^{*3} \times \text{補助率(国費率)}^{*4}) / \\ &\quad (\text{最大出力}^{*2} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率}^{*5} \times \text{調達期間}^{*6}) \\ &= (\text{〇〇kW} \times \text{〇}, \text{〇〇〇円} \times 50\%) / (\text{〇〇kW} \times 24 \times 365 \times \text{〇}\% \times \text{〇〇年}) \\ &= \text{〇. 〇〇円}^{*1} \end{aligned}$$

5. 売電実績 (kWh)

月	本年度の売電実績	前年度の売電実績	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

6. 本年度納付額の算定

$$\begin{aligned} \text{納付額}^{*7} &= \text{本年度の売電実績}^{*8} \times \text{納付単価}^{*1} \\ &= \text{〇kWh} \times \text{〇. 〇〇円/kWh} \\ &= \text{〇〇〇円}^{*7} \end{aligned}$$

(注) 1 1つの土地改良区等が複数の発電施設を管理する場合は、発電施設毎に本納付金算定書を作成すること

(注) 2 ※の解説

区 分	単 位	桁 数	内 容
納付単価 ^{*1}	円	小数点以下3位切り上げ2位止まり	4により算定
最大出力 ^{*2}	kW	—	固定価格買取制度の設備認定出力
FIT建設費単価 ^{*3}	円	—	固定価格買取制度の調達価格算定の基礎となった建設費
補助率（国費率） ^{*4}	%	—	小水力等発電施設に係る基本補助率50%、2/3等
設備利用率 ^{*5}	%	—	固定価格買取制度の調達価格算定の基礎となった設備利用率
調達期間 ^{*6}	年	—	固定価格買取制度による調達期間
納付額 ^{*7}	円	小数点以下1位切り上げ整数止まり	6により算定
本年度の売電実績 ^{*8}	kWh	—	5の売電実績の合計